

加盟団体に関する登録規定

連盟への加盟に関する登録規定を次のとおり定める。

第1条 (加盟の手続)

- 1 連盟に加盟する団体は、全日本吹奏楽連盟定款・四国吹奏楽連盟規定・愛媛吹連規約およびその他の施行細則の全てを承認するものとする。
- 2 加盟しようとするときは、次の各号をそろえて連盟事務局に申請するものとする。
 - (1) 加盟の申込書(連盟の所定書式による)
 - (2) 連盟で請求する書類
 - (3) 年会費

第2条 (加盟の資格)

- 1 管・打楽器による吹奏楽及びマーチングの活動をすすめている団体であること。
- 2 年間を通じて定期的に練習または演奏活動を行っている団体であること。
- 3 職場・一般部門の団員資格は、毎年度提出する団員名簿によるものとする。音楽大学生・音楽大学出身者などの立場は問わない。
 なお、団員名簿は団員の移動があれば再提出することができる。提出受付の期間は、4月～6月末日、1月～12月20日とする。
- 4 同一人が複数の団体に所属することはできる。しかし、コンクール及びコンテストにおいて同一大会に同一奏者が複数の団体で出場することはできない。
- 5 複数の団体に所属する者が大会ごとに出場する所属団体を変更することはこれを妨げない。
- 6 演奏行為に対して楽団員に報酬を支払うことのないアマチュアの団体であること。職業演奏団体は加盟することができない。
- 7 音楽大学、音楽専攻の学部、音楽の専門高校、音楽専門学校の団体は、加盟することはできない。

第3条 (部門)

- 1 部門は、小学生、中学生、高等学校、大学、職場、一般とする。
- 2 学校教育法に基づく小学生、中学生、高等学校、大学及びこれに準ずる団体は、前項のそれぞれの部門に所属するものとする。
- 3 大学部門の団体は、単一の大学名で加盟するものとし、学部ごとで登録することはできない。
- 4 職場部門の団体は、同一の公共団体職員および同一の企業内社員により構成された団体とする。
- 5 各種学校・専修学校・職業訓練校などの団体は、原則として一般の部とする。
- 6 次の団体は、頭記の部門に所属する。
 (小学生部門) 同一小学校に在籍、または校外外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している小学校児童の団体
 (中学生部門) 同一中学校に在籍、または校外外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学校生徒の団体(活動を共にする小学校児童は認める)
 (高等学校部門) 高等学校生徒と同一経営学園内の小学校児童・中学校生徒の混成団体
 (大学部門) 同一の大学に在籍している学生の団体および短期大学・高等専門学校の団体
- 7 中等教育学校においては、前期課程を中学生とみなし、後期課程を高校生とみなす。
- 8 小学生部門、中学生部門における複数校混合団体の登録については、第2条-3、4及び5に準ずる。

第4条

- この規定は、平成元年4月1日より施行する。
 この規定は、平成23年4月16日に改定する。
 この規定は、令和4年4月17日に改定する。
 この規定は、令和6年4月20日に改定する。

(一社) 全日本吹奏楽連盟会員 愛媛県吹奏楽連盟運営組織表

